



鳥取県公報

平成 29 年 12 月 19 日(火)
第 8 9 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (769) (交流推進課) 2
	県統計調査の実施 (770) (環境立県推進課) 2
	種畜証明書の交付 (771) (畜産課) 2
	保安林の指定予定 (2 件) (772・773) (森林づくり推進課) 3
	土地収用法による事業の認定 (774) (県土総務課) 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (775) (中部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (776) (〃) 6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (44) 7
◇ 警察本部 告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (2) (広報県民課) . . . 7
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 8
	公の施設の指定管理者の代表者の変更 (福祉保健課) 8

告 示

鳥取県告示第769号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県旅券発給業務委託公 募型プロポーザル審査会	旅券発給業務に係る受託者の選定に関する事項	平成30年1月4日から 同月31日まで	交流推進課

鳥取県告示第770号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県太陽光発電保守点検アンケート
- 2 調査の目的
太陽光発電設備を有する者における保守点検の実態を調査し、今後の支援のあり方を検討する基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
平成24年度及び平成25年度において「家庭用太陽光発電設備等導入推進補助金」を受けて太陽光発電設備を設置した世帯
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 太陽光発電設備の保守点検の実施状況
 - イ 太陽光発電設備の保守点検に対する意識
 - (2) その基準となる期日
平成29年12月1日
- 5 報告を求める者
地区ごとに無作為に抽出した1,200世帯
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象に調査票を郵送し、同封の返信用封筒により回収する。
- 7 報告を求める期間
平成29年12月19日から平成30年1月10日
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表

鳥取県告示第771号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成29年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明 書番号	名前	種類及び品 種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
31731020 001	トットリ 785 7 7103	豚 ランドレー ス種	平成29年 3月5日	鳥取県 西伯郡 南部町	トットリ エル 10484	785 トット リ 4 3782	2級	西伯郡南部町 鳥取県中小家 畜試験場
31731020 002	トットリ 785 7 7104	〃	平成29年 3月5日	〃	トットリ エル 10484	785 トット リ 4 3782	〃	〃
11380854 740	松存 2854	肉用牛 黒毛和種	平成28年 7月31日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	茂晴花	やすはれ	〃	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11363156 892	己涙 2863	〃	平成28年 8月5日	〃	琴照重	きくひらつる 2	〃	〃
11363156 908	己育 2864	〃	平成28年 8月6日	〃	〃	くにまつ	〃	〃
11363156 984	増三 2866	〃	平成28年 8月8日	〃	福増	いとしらきよ	〃	〃
11363157 028	増浴 2868	〃	平成28年 8月9日	〃	〃	ふくよし3	〃	〃
11363157 097	己妻 2870	〃	平成28年 8月15日	〃	琴照重	ふくよしひさ	〃	〃
11363157 226	華免 2878	〃	平成28年 8月23日	〃	美津百合	かみふくひさ	〃	〃
11363157 301	華厚 2882	〃	平成28年 8月31日	〃	〃	あつだ 224	〃	〃
11363157 332	華雪 2884	〃	平成28年 9月2日	〃	〃	ゆきやすひら	〃	〃
11363157 363	増梨絵 2885	〃	平成28年 9月4日	〃	福増	まつみやひさ	〃	〃

鳥取県告示第772号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町志子部字稗苺ヨリ白石迄646の17
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第773号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成29年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市鹿野町鷺峰字古佛谷10の1、10の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第774号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

鳥取市

2 事業の種類

市道南岸線改築工事(鳥取県鳥取市佐治町大井地内)

3 起業地

(1) 収用の部分 鳥取市佐治町大井字家ノ下モ、字橋詰、字下モ土居、字前田、字縄手、字宮ノ元、字清水通、字砂原、字畑ヶ田、字柚ヶ谷、字小橋ノ元、字鷺ヲロシ、字家ノ下、字宮ノ下、字西田、字聖坂及び字宮ノ前地内

(2) 使用の部分 鳥取市佐治町大井字橋詰、字下モ土居、字前田、字縄手、字宮ノ元、字畑ヶ田、字柚ヶ谷、字鷺ヲロシ、字西田及び字宮ノ前地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

市道南岸線改築工事(鳥取県鳥取市佐治町大井地内)(以下「本件事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は地方公共団体であり、本件事業に必要な予算について、予算措置が講じられているため、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

市道南岸線（以下「本路線」という。）は、鳥取市（以下「本市」という。）佐治町古市字井領の一般国道482号との交差点を起点とし、本市佐治町大井を經由して、本市佐治町森坪字井手上の一般国道482号との交差点を終点とする延長1,840mの基幹的な市道であり、本件事業は、接続部分を含む延長1,960m区間を全体計画区間とし、そのうち、市道刈地大井線との接続点付近の森坪処理場地点から市道森坪聖坂線との接続点までの延長1,191.5mの区間が申請起業地区間である。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

旧佐治村の大井集落及び上大井集落（以下「大井地区」という。）並びに森坪集落（以下「本地区」という。）にとっては、本地区内を通る本路線、市道下大井線、市道刈地大井線、市道上大井線及び市道森坪聖坂線（以下「現道」という。）が主要道路であり、通勤、通学、通院及び営農等の日常生活並びに生活物資の輸送等を現道に依存しており、本地区にとっては重要な役割を担っているが、現状は次のとおりである。

(ア) 大井地区内の現道は幅員が狭小であり、大井集落内区間においては急カーブが連続し円滑な通行性や視距性が悪く、通行車両にとって前方の対向車や歩行者の状況把握が困難な状況であり、事故の危険性が高い道路構造となっている。

(イ) 市道上大井線は、大井地区住民にとっては旧佐治村中心部や鳥取市内方面へ向かうための一般国道482号へのアクセス、最寄りのバス停までのアクセスを担う主要な道路であるが、幅員が狭く、車両同士や歩行者とのすれ違いが困難な状況であり、また、接続点の国道の縦断勾配についても交差点前後の緩勾配区間が確保されていないため、安全性や視認性が低下し、当交差点付近で交通事故が発生するなど、交差点部を通過する車両の通行に支障をきたす要因となっている。

(ウ) 本事業区間と並行する幹線道路の一般国道482号では、本事業区間と並行する区間においては幅員が狭く、特に民家が連たんしている部分や見通しの悪いカーブ地点においては交通事故が多数発生するなど、地区住民の通行車両や沿線集落に対する被害が年間を通して発生している状況であり、通過車両に対し常に危険と隣り合わせの状態での生活を余儀なくされている。

(エ) 本地区の現道には歩道が整備されておらず、通行車両及び歩行者等にとって非常に危険な状況にある。

(オ) 旧佐治村は県内有数の豪雪地帯であり、冬期においては除雪した雪が路肩に堆積し、狭小な現道の有効幅員がさらに狭くなることで車両の通行に支障をきたすなど、凍結、積雪時には日常生活の大きな問題となっており、消防車や救急車等の緊急車両の通行にも支障をきたしている。

本件事業の完成により、現道の道路幅員や道路線形が改善され、本地区内の円滑かつ安全な交通の確保に寄与するほか、事故のリスクが減少し、本地区住民にとっての安全の確保、また、通過交通を含めた旧佐治村内全体としての道路機能の向上に繋がるものである。さらに、歩道の整備により歩車道が分離され、学生や老人等の自転車、歩行者の通行の安全性向上及び地域産業である営農の利便性向上が図られるものである。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではないが、工事の際に周辺環境に十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益を最小限のものとすることができる。

また、本件事業の施工区域内の土地には大井聖坂遺跡と大井家ノ下モ遺跡が存在しているが、平成17年

度に発掘調査を完了しており、他には保全を要する文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地については、支障物件の多少や地域の土地利用、工事の施工性や維持管理への影響、経済性等の社会的、技術的及び経済的な面から 3 案について比較検討した上で選定し、さらに家屋連たん部分の具体的ルートの経過地については、事業の経済性及び家屋連たん部への影響の大小の経済的、社会的観点から 2 案のルートにおいて詳細に比較検討を行った結果選定されており、最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アのとおり、現道は通行車両及び歩行者等にとって危険な状況であり、また、積雪時の緊急車両の通行困難、交通事故の発生しやすい状況にあること等から早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

鳥取市尚徳町116 鳥取市役所都市整備部道路課

鳥取市佐治町加瀬木2519-3 鳥取市佐治町総合支所産業建設課

鳥取県告示第775号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月19日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社倉吉ド ラッグ	西倉薬局	倉吉市西倉吉町 12-5	平成29年12月 4日	平成29年12月 4日	居宅療養管理 指導

鳥取県告示第776号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月19日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
------------	-------------	--------------	-------	-------	---------

有限会社倉吉ド ラッグ	西倉薬局	倉吉市西倉吉町 12-5	平成29年12月4 日	平成29年12月 4日	介護予防居宅 療養管理指導
----------------	------	-----------------	----------------	----------------	------------------

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第44号

平成29年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年12月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成29年12月27日（水） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 選挙人名簿登録者総数について
 - (2) その他

警察本部告示

鳥取県警察本部告示第2号

平成18年鳥取県警察本部告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成29年12月19日から施行する。

平成29年12月19日

鳥取県警察本部長 井 上 悦 希

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県警察官採用試験事務	第2次試験の受験者ごとの得点及び合計得点並びに順位	採用候補者発表の日から1年間	警察本部警務課	鳥取県警察官採用試験事務	第2次試験の受験者ごとの得点及び合計得点並びに順位	採用候補者発表の日から1年間	警察本部警務課
鳥取県職員（警察事務）採用試験事務	第2次試験の受験者ごとの得点及び合計得点並びに順位	採用候補者発表の日から1年間	警察本部警務課	鳥取県職員（警察事務）採用試験事務	第2次試験の受験者ごとの得点及び合計得点並びに順位	採用候補者発表の日から1年間	警察本部警務課

略	位
略	略

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成29年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成29年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生予定数
 - (1) 3・4月入隊要員（男子）
 - ア 陸上要員：10名程度
 - イ 海上要員：10名程度
 - ウ 航空要員：10名程度
 - (2) 3・4月入隊要員（女子）
 - 陸上要員：若干名
- 2 募集期間
平成29年12月20日（水）から平成30年1月19日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日
平成30年1月27日（土）
 - (2) 試験場
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 5 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 6 採用予定時期
平成30年3月下旬又は4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知）
- 7 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。
- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
 - 本部（0857-23-2251）
 - 鳥取募集案内所（0857-26-4019）
 - 倉吉地域事務所（0858-26-2900）
 - 米子地域事務所（0859-33-2440）

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から代表者を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

公の施設の名称	指定管理者の名称	変更前	変更後	変更年月日
鳥取県立福祉人材研修センター	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	会長 青木 茂	会長 藤井 喜臣	平成29年12月1日